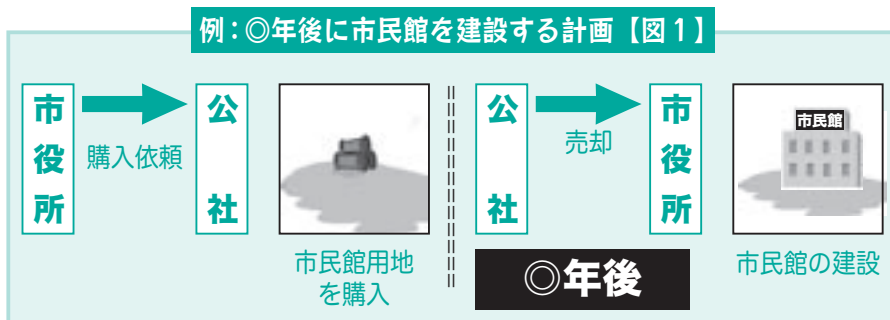


土地開発公社の経営健全化に取り組みます

【問い合わせ先：管財課（☎ 82-1128）】

土地開発公社とは

自治体により全額出資され、設立された特別法人です。山陽小野田市にも「山陽小野田市土地開発公社」（以下「公社」という。）があり、「①公有地先行取得事業」（図1参照）「②土地造成事業」といった業務を行っています。



①公有地先行取得事業

何ヶ年にもわたる事業を計画的にすすめる場合、単年度予算で事業を行う市にはその余裕がないため、公社が市の依頼で土地を購入し、事業が着工されるときに市が買い戻します。

②土地造成事業

土地造成や宅地、工業用地の分譲を行い、民間へ売却する公社の自主事業です。本市では青葉台住宅団地や小野田楠企業団地がこれに当たります。

山陽小野田市土地開発公社の現状

平成19年度末で簿価総額46億円超の土地を抱えるに至っています。市の財政状況の悪化、事業計画の遅延、見直しなどにより市の土地の買い戻しや民間への土地売却がすすまないためです。公社は土地の購入資金を金融機関からの借入金でまかなっているため、土地保有期間が長引けばそれだけ金利負担が増え、公社の経営を圧迫すると同時に、市が買い戻す時には借入金利息と管理費が加算された額で買い戻すことになり、市の負担が増えるだけでなく、地価下落傾向の状況下では、多くの含み損を背負うことになります。



▲青葉台住宅団地

公社の健全化に取り組みます

公社は市が全額出資していること、借入金を市が保証していることなどから、市財政運営と密接な関係があるため、公社経営の健全化は避けて通れない喫緊の課題です。そこで、市は特別交付税措置など国の優遇措置を得ながら、健全化を図ることを目的に、「公社経営健全化団体」の指定を申請したところ、6月10日付けで認定を受けました。今後は計画に基づいて抜本的な経営改革に取り組み、長期保有土地の解消を推進し、将来に負担を残さないように努めてまいります。

【土地開発公社経営健全化計画（概要）】

計画期間	平成20年度から平成24年度までの5年間
実施内容	◎保有土地簿価総額の縮減 平成24年度までの5年間で、13億円余の市による計画的な買い戻しおよび14億円以上の公社による民間売却を行い、簿価総額の縮減に取り組む。
	◎市による支援措置 公社の借入金金利負担を軽減するため、市の財政状況を検討しながら計画的に利息相当分を補助する。